

目黒区高齢者補聴器購入費助成事業 よくあるお問合せ

- Q 両耳分の購入を検討していますが、片方ずつ対象(合計14円補助)になりますか？
A 片耳分・両耳分問わず、1回の購入につき、購入費のうち最大7万円が対象です。
- Q 既に補聴器を持っていて、これから買い替える予定ですが対象になりますか？
A 過去に本事業で助成を受けていなければ買い替えも対象になります。
- Q 既に持っている補聴器の修理費・メンテナンス費は対象になりますか？
A 購入費以外は対象外です。
- Q 「認定補聴器専門店」以外の店舗での購入も対象になりますか？
A 「認定補聴器専門店」以外の店舗での購入は対象になりません。
- Q 受診した医療機関に、目黒区指定の医師意見書には対応できないと言われました。
A 目黒区指定の医師意見書に記載・添付されるべき事項があれば、その医療機関が独自に発行する意見書でも代替可能です。
- Q 聴力検査の結果、両耳とも70デシベル以上でしたが対象になりますか？
A 高度難聴以上となり、身体障害者手帳の対象者のため、本事業の対象にはなりません。
- Q 補聴器使用予定者は住民税非課税ですが同居親族が住民税課税者です。
この場合は助成対象となりますか？
A 補聴器の使用予定者が住民税非課税であれば、同居親族が課税者であっても助成対象となります。
- Q 本人(高齢者)に補聴器をプレゼントするために家族が購入した場合は、
助成制度を利用できますか？
A 補聴器は使用者のフィッティング(調整)が非常に重要であるため、使用者本人が認定補聴器専門店で相談・視聴したうえで購入してください。
補聴器使用者への助成制度ですので、助成の申請者、補聴器購入時の領収書の宛名、助成額の振込口座の名義は、すべて使用者本人に限ります。
- Q 自分が非課税か課税か分からないが、調べる方法がありますか？
A ①介護保険料の通知に所得段階が記載されていますので、ご確認ください。目黒区の場合、所得段階が「1～5」のかたが住民税本人非課税のかたとなります。
②目黒区では、住民税課税のかたには税務課から税額通知をお送りしていますが、非課税のかたにはお送りしていません。税額通知(納税通知書)が届いているかたは住民税課税者ですので、補聴器助成の対象外となります。
③上記①②でもご不明な場合には、「事前確認依頼書」を高齢福祉課にご提出いただき(同意をいただいたうえで)、高齢福祉課にて非課税か否かを確認させていただきます。

Q 助成決定通知書が届いた後に、購入する補聴器を変更することはできますか？

A 助成変更届と変更後の見積書を区へ提出していただくことで変更ができます。

助成変更届の取得先：目黒区総合庁舎2階 高齢福祉課窓口